

提出された御意見の概要及び御意見に対する対応・考え方

	御意見の概要	御意見に対する対応・考え方
1	石垣島周辺で採取され、高値で取引されている鑑賞用のハゼ科の魚類についても指定が必要。 基本的に 熱帯魚として売買されているもので、生息数が少ない種は採取禁止にしないと、ダイビング観光に大打撃をあたえるはず。魚を捕らえるのは、海人だけでなく、熱帯魚屋もあり、彼らにこそ網をかけておく必要がある。	自然公園法第24条第3項第2号の規制は、海中公園地区の「海中景観の保護と利用」を図ることを目的として、海中公園地区内の海中の景観の重要な要素となっている主要な動植物の採捕規制を行うものです。 西表石垣国立公園の海中公園地区では、こうした考えのもとこれまで多くの熱帯魚類、造礁サンゴ類を指定しており、今回の指定についても、地元住民に利用されている種を除く熱帯魚類、造礁サンゴ類を海中公園地区における生息状況を踏まえ網羅的に指定する方針で新規の追加を行いました。 今後とも海中公園地区における熱帯魚類、造礁サンゴ類の生息状況について情報を収集し、必要に応じて新たな種の指定の検討を行って参ります。
2	石垣島は国内において海域の生物多様性がもっとも高い海域であり、今後も新種の発見が予測されるが、鑑賞用の採取が後を絶たないため対応が必要。 自然公園法第24条第3項第2号での規制は、対象があまりにも少な過ぎる。サンゴ礁生息魚類は、地域住民利用の魚種以外すべて規制対象にすべき。 また、全ての造礁サンゴ類を規制対象にしてほしい。	
3	—豊かなサンゴ礁に生息するのは、魚類と造礁サンゴだけではなく、サンゴ礁生態系を支えている他の生物群は、環境変化の指針生物としても重要。特に原生動物、有孔虫類を含む水中動物群を加えるべき。	自然公園法第24条第3項第2号の規制は、海中公園地区の「海中景観の保護と利用」を図ることを目的として、海中公園地区内の海中の景観の重要な要素となっている主要な動植物の採捕規制を行うものです。原生動物、有孔虫類等の生物群は非常に微細であり、サンゴや魚類などに比して海中景観の重要な構成要素として認識しづらいこと及び指定(捕獲規制)をしても適切に管理をすることが困難であるため、指定(捕獲規制)の対象とは考えておりません。